

「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として  
「未実現の提案に係る評価・調査委員会の意見等に関する今後の政府の対応方針」において措置される事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	関係府省庁
408	23GHz帯固定局（デジタル方式）の変調方式等に係る要件の緩和	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第58条の2の11	平成24年度中に結論	<p>〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕 23GHz帯固定局（デジタル方式）の変調方式等に関する要件については、周波数を有効的に利用しつつ、効率的に伝送するための方式について平成23年度までに技術的な検討を行い、情報通信審議会において電波干渉などの悪影響を排除するための客観的かつ技術的な議論を十分に尽した上で、必要な制度整備を行う。</p> <p>〔構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価・調査委員会の評価意見等に関する今後の政府の対応方針（平成24年4月9日）〕 平成21年度から平成22年度の2か年間で技術的検討を実施。当該検討結果を踏まえ、平成23年10月から情報通信審議会において、電波干渉などの悪影響を排除するための議論を開始した。情報通信審議会では、昨年起きた東日本大震災を踏まえ、電波干渉だけではなく災害時における柔軟な利用形態を想定した広範な検討を行っていることから、引き続き議論を行う必要がある。平成24年度中に結論を得る予定。</p>	全国で実施	平成21年度から平成22年度の2か年間で技術的検討を実施。当該検討結果を踏まえ、平成23年10月から情報通信審議会において、電波干渉などの悪影響を排除するための議論を開始し、平成24年6月に技術的条件に関する答申を受けた。この答申を踏まえた無線設備規則等の改正案について、平成24年9月の電波監理審議会における審議を経て、平成24年10月12日に公布・施行を行った。	総務省

関係府省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	関係府省庁
806	職業能力開発短期大学校から大学への編入学	学校教育法（昭和22年法律第26号）第108条第7項、第122条、第132条等	平成25年度中を目途に結論を得るべく、速やかに検討	<p>〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕                      職業能力開発短期大学校は、独立行政法人雇用・能力開発機構又は都道府県が設置、運営し、職業訓練を行う施設であり、法令上、学校教育法で定める教育の目的を実現する教育機関として継続的な活動を行うものとして位置づけられておらず、編入学前の学校等における教育等が、編入学を受け入れる大学における学習と同等以上であると判断できる制度上の担保が法令において存在しないため編入学は認められていない。しかし、大学教育をより開かれたものとするという観点から、大学以外の教育施設等における学修について大学の単位を認定する仕組み（大学設置基準第29条等）の充実に向けて、関係省庁と連携しつつ検討を行い、平成22年度以降、関係法令等の見直しを実施するとともに、大学への編入学の今後のあり方については、単位認定制度の活用状況や、中央教育審議会での議論等を踏まえながら、対応を検討する。</p> <p>〔構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価・調査委員会の評価意見等に関する今後の政府の対応方針（平成24年4月9日）〕                      職業能力開発短期大学校等の大学以外の教育施設等における学修について、大学において単位として認定することが可能であるか、関係省庁と連携しつつ検討を行っており、中央教育審議会大学分科会大学教育部会において、平成23年度中を目処にその可否の結論を得るべく検討を行うとともに、当該検討結果に基づき、平成24年度中に関係法令等の見直しを行う。大学への編入学の今後のあり方については、単位認定制度の活用状況や中央教育審議会での議論等を踏まえて、関係省庁と連携しつつ、平成25年度中を目途に結論を得るべく速やかに検討を行う。</p>	検討中	<p>職業能力開発短期大学校等の大学以外の教育施設等における学修について、大学において単位として認定することが可能であるか、関係省庁と連携しつつ検討を行ったところ。</p> <p>現在、中央教育審議会大学分科会大学教育部会において、その可否の結論を得るべく検討を行っている。当該検討結果に基づき、平成24年度中に関係法令等の見直しを行う予定である。</p> <p>大学への編入学の今後のあり方については、単位認定制度の活用状況や中央教育審議会での議論等を踏まえて、関係省庁と連携しつつ、平成25年度中を目途に結論を得るべく速やかに検討を行う。</p>	文部科学省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	関係府省庁
921	救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与	救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条 救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第21条	平成25年度中を目途に結論	<p>〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕 救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において検討を行っているところ。厚生労働科学研究班による医学的有効性、安全性等に関する検証の結果がまとまった後、その結果を踏まえて議論を進め、本年度内に結論を得る。</p> <p>〔第18次提案等に対する対応方針（平成22年10月14日）〕 救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされたところ。この結論を踏まえ、厚生労働省において、平成22年度中を目途に、実証研究の期間、内容等について結論を出す。</p> <p>〔第20次提案等に対する対応方針（平成23年10月28日）〕 救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされた。これを受け、平成23年3月に「救急救命士の処置範囲に係る実証研究のための基盤的研究」（平成22年度厚生労働科学研究費補助金）をとりまとめた。この研究により考案された実証研究の具体的方法、マニュアルの案、使用機器等を踏まえて、平成23年度以降実証研究を行うこととしており、当該実証研究の結果を踏まえ、結論を出す。なお、結論を出す時期については、倫理審査、省令改正、実証研究実施地域決定等に1年程度、実証研究の実施に1年程度かかり、その結果の検証を踏まえて結論を得るため、平成25年度中を目途とする。</p>	検討中	<p>救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされた。これを受け、平成23年3月に「救急救命士の処置範囲に係る実証研究のための基盤的研究」（平成22年度厚生労働科学研究費補助金）をとりまとめた。この研究により考案された実証研究の具体的方法、マニュアルの案、使用機器等を踏まえて、平成23年度以降実証研究を行うこととしており、当該実証研究の結果を踏まえ、結論を出す。なお、結論を出す時期については、倫理審査、省令改正、実証研究実施地域決定等に1年程度、実証研究の実施に1年程度かかり、その結果の検証を踏まえて結論を得るため、平成25年度中を目途としており、このため、実証研究が実施できるようにするための省令改正等を行い、現在、一部地域において実証研究を行っているところである。</p>	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	関係府省庁
922	救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用	救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条 救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第21条	平成25年度中を目標に結論	<p>〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕 救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において検討を行っているところ。厚生労働科学研究班による医学的有効性、安全性等に関する検証の結果がまとまった後、その結果を踏まえて議論を進め、本年度内に結論を得る。</p> <p>〔第18次提案等に対する対応方針（平成22年10月14日）〕 救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされたところ。この結論を踏まえ、厚生労働省において、平成22年度中を目標に、実証研究の期間、内容等について結論を出す。</p> <p>〔第20次提案等に対する対応方針（平成23年10月28日）〕 救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされた。これを受け、平成23年3月に「救急救命士の処置範囲に係る実証研究のための基盤的研究」（平成22年度厚生労働科学研究費補助金）をとりまとめた。この研究により考案された実証研究の具体的な方法、マニュアルの案、使用機器等を踏まえて、平成23年度以降実証研究を行うこととしており、当該実証研究の結果を踏まえ、結論を出すこととする。なお、結論を出す時期については、倫理審査、省令改正、実証研究実施地域決定等に1年程度、実証研究の実施に1年程度かかり、その結果の検証を踏まえて結論を得るため、平成25年度中を目標とする。</p>	検討中	<p>救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされた。これを受け、平成23年3月に「救急救命士の処置範囲に係る実証研究のための基盤的研究」（平成22年度厚生労働科学研究費補助金）をとりまとめた。この研究により考案された実証研究の具体的な方法、マニュアルの案、使用機器等を踏まえて、平成23年度以降実証研究を行うこととしており、当該実証研究の結果を踏まえ、結論を出す。なお、結論を出す時期については、倫理審査、省令改正、実証研究実施地域決定等に1年程度、実証研究の実施に1年程度かかり、その結果の検証を踏まえて結論を得るため、平成25年度中を目標としており、このため、実証研究が実施できるようにするための省令改正等を行い、現在、一部地域において実証研究を行っているところである。</p>	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	関係府省庁
923	救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液	救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条 救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第21条	平成25年度中を目途に結論	<p>〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕 救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において検討を行っているところ。厚生労働科学研究班による医学的有効性、安全性等に関する検証の結果がまとまった後、その結果を踏まえて議論を進め、本年度内に結論を得る。</p> <p>〔第18次提案等に対する対応方針（平成22年10月14日）〕 救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされたところ。 この結論を踏まえ、厚生労働省において、平成22年度中を目途に、実証研究の期間、内容等について結論を出す。</p> <p>〔第20次提案等に対する対応方針（平成23年10月28日）〕 救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされた。 これを受け、平成23年3月に「救急救命士の処置範囲に係る実証研究のための基盤的研究」（平成22年度厚生労働科学研究費補助金）をとりまとめた。この研究により考案された実証研究の具体的な方法、マニュアルの案、使用機器等を踏まえて、平成23年度以降実証研究を行うこととしており、当該実証研究の結果を踏まえ、結論を出す。 なお、結論を出す時期については、倫理審査、省令改正、実証研究実施地域決定等に1年程度、実証研究の実施に1年程度かかり、その結果の検証を踏まえて結論を得るため、平成25年度中を目途とする。</p>	検討中	<p>救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされた。 これを受け、平成23年3月に「救急救命士の処置範囲に係る実証研究のための基盤的研究」（平成22年度厚生労働科学研究費補助金）をとりまとめた。この研究により考案された実証研究の具体的な方法、マニュアルの案、使用機器等を踏まえて、平成23年度以降実証研究を行うこととしており、当該実証研究の結果を踏まえ、結論を出す。 なお、結論を出す時期については、倫理審査、省令改正、実証研究実施地域決定等に1年程度、実証研究の実施に1年程度かかり、その結果の検証を踏まえて結論を得るため、平成25年度中を目途としており、このため、実証研究が実施できるようにするための省令改正等を行い、現在、一部地域において実証研究を行っているところである。</p>	厚生労働省